

今後の介護人材養成の在り方に関する検討会委員名簿

名 前	職 名
石橋 真二 <small>イシハシ シンジ</small>	社団法人日本介護福祉士会会長
因 利恵 <small>イン トシエ</small>	日本ホームヘルパー協会会長
河原 四良 <small>カワハラ シロウ</small>	UIゼンセン同盟日本介護クラブユニオン政策顧問
川原 秀夫 <small>カワハラ ヒデオ</small>	全国小規模多機能型居宅介護事業者連絡会理事長
北村 俊幸 <small>キタムラ トシユキ</small>	一般社団法人日本在宅介護協会研修広報委員会副委員長
◎ 駒村 康平 <small>コマムラ コウヘイ</small>	慶應義塾大学経済学部教授
是枝 祥子 <small>コレエダ サチコ</small>	大妻女子大学人間関係学部人間福祉学科教授
田中 博一 <small>タナカ ヒロカズ</small>	社団法人日本介護福祉士養成施設協会副会長
中尾 辰代 <small>ナカオ タツヨ</small>	全国ホームヘルパー協議会会長
馬袋 秀男 <small>バタイ ヒデオ</small>	民間事業者の質を高める一般社団法人全国介護事業者協議会理事長
樋口 恵子 <small>ヒグチ ケイコ</small>	NPO法人高齢社会をよくする女性の会理事長
平川 博之 <small>ヒラカフ ヒロユキ</small>	社団法人全国老人保健施設協会常務理事
廣江 研 <small>ヒロエ ケン</small>	全国社会福祉施設経営者協議会介護保険事業経営委員長
藤井 賢一郎 <small>フジイ ケンイチロウ</small>	日本社会事業大学専門職大学院准教授
堀田 聡子 <small>ホッタ サトコ</small>	ユトレヒト大学社会行動科学部訪問教授
梶田 和平 <small>マスダ ワヘイ</small>	公益社団法人全国老人福祉施設協議会介護保険委員会委員長
山田 尋志 <small>ヤマダ ヒロシ</small>	NPO法人介護人材キャリア開発機構理事長

◎：座長

(五十音順、敬称略)

8. 介護支援専門員資質向上事業等について

(1) ケアマネジメントの在り方についての検討

- 昨年11月に出された社会保障審議会介護保険部会の介護保険制度の見直しに関する意見書における「より良質で効果的なケアマネジメントができるケアマネジャー資格のあり方や研修カリキュラムの見直し、ケアプランの標準化等の課題について別途検討の場を設けて議論を進めることが必要」との意見を踏まえ、別途検討を進めていく予定である。

適時必要な情報の提供を行うので、了知されたい。

(2) 介護支援専門員に対する研修の実施

- 介護支援専門員（ケアマネジャー）の資質の向上を図るため、介護支援専門員資質向上事業を実施しているところであるが、平成21年11月の行政刷新会議の事業仕分けにおいて、「都道府県によって、あるいは個人によって受講料の負担に大きな差があることは不合理である」という評価を受けたところである。

- 本事業については平成23年度予算（案）においても事業の実施に必要な予算を確保することとしていることから、各都道府県におかれては、積極的な活用をお願いしたい。

各都道府県の受講料は別紙1のとおりとなっているので、参考にされたい。

- また、開講日や開講時間帯あるいは開催期間等、選択的な受講が可能となるように研修を実施するなど、受講しやすい環境作りにご配慮願いたい。

- さらに、平成21年4月より、受講者の負担軽減の観点から、各研修における講義の一部又は全部を通信学習とすることができる取扱いとしているところであり、通信学習の導入についても積極的に検討願いたい。

- なお、介護支援専門員資質向上事業のうち国庫補助の対象となるのは、「介護保険事業費補助金の国庫補助について」（平成21年12月16日厚生労働省発老1216第3号）において規定しているように、介護支援専門員実務研修及び介護支援専門員再研修を除くものである。したがって、実務未経験者に対する更新研修も国庫補助の対象となるのでご留意願いたい。

(3) 新たに実施する介護支援専門員研修改善事業について

- 介護支援専門員の研修の実効性を確保するため、研修の企画・立案、研修の実施、評価、その後の研修への反映といった研修実施のサイクルを、実施主体である都道府県において効果的に実行していくため、研修内容に関するPDCAサイクルを構築し、継続的に見直していく事業を国において実施する。
- 研修体系やカリキュラムのあり方については、(1)で既述したとおり、今後検討を進めることになるが、本事業においては、上記のような研修を実施していく上で実効性をどう担保するかという視点において事業を推進するものである。
- 具体的には国に委員会を設置し、講師の指導や演習の内容・方法等を検討し、その内容を都道府県に周知した上で、研修実施後の評価を行い、その後のあり方へ反映していくサイクルを構築していく予定である。(別紙2参照)
- さらに、当該国の委員会において検討される指導手法等を習得した研修講師を養成するための指導者研修を国において実施する予定である。
- 詳細については追って連絡するが、効果的な研修方法に関する情報提供や、研修の実践、その後のフォローアップなど、本事業の実施にご協力いただきたい。

(4) 第14回介護支援専門員実務研修受講試験の実施

- 第14回介護支援専門員実務研修受講試験については、本年の10月23日(日)を予定(正式には別途通知する予定)している。

- 各都道府県においては、会場確保等の所要の準備を進められるとともに、本試験の実施にあたっては、「介護支援専門員実務研修受講試験の実施について」(平成18年5月22日老発第0522001号厚生労働省老健局長通知)及び別紙3のスケジュールに基づき、適切な実施をお願いしたい。

(5) 介護支援専門員実務研修受講試験における実務経験について

- 介護支援専門員実務研修受講試験(以下、「介護支援専門員試験」)における実務経験の確認方法については、実務経験(見込)証明書(以下、「実務経験証明書」)により行うものとされているところである。実務経験証明書は、施設又は事業所の長又は代表者が作成することとされているが、事業所の廃止や統廃合等により、実務経験証明書の発行が困難な事例も生じているところである。

- これまでも全国会議において周知してきたところであるが、本来実務経験の要件を満たしているにもかかわらず、書類の形式的な不備により受験できないといったことが生じないように、例えば、給与明細書、雇用契約書、受験年度以前に作成された実務経験証明書等の提示により、実務経験の有無を確認する方法等であっても差し支えないので、各都道府県においては、実務経験の確認にあたり、柔軟かつ適切な対応を図られるよう改めてお願いしたい。

(別紙1)

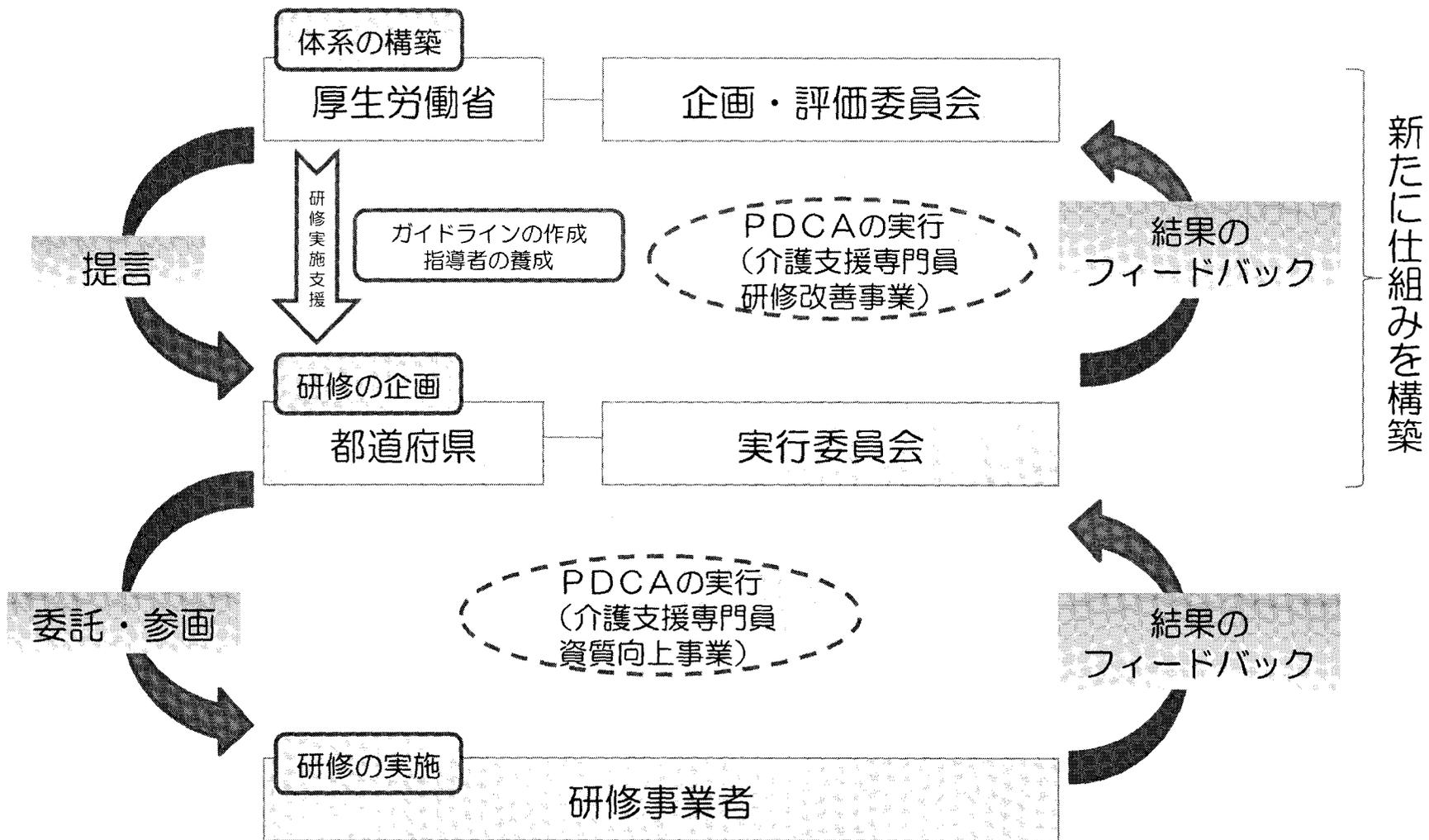
介護支援専門員に係る研修受講料(平成21年度)

(単位:円)

	実務従事者 基礎研修	更新研修(未 経験者向け)	更新研修(経 験者向け)	専門研修(Ⅰ)	専門研修(Ⅱ)	主任介護支援 専門員研修
北海道	0	30,000	33,900	19,700	14,200	50,000
青森県	12,000	20,000	20,000	11,000	9,000	22,000
岩手県	11,000	24,000	13,000	13,000	8,000	21,000
宮城県	2,500	15,000	7,000	11,000	7,000	10,000
秋田県	8,000	21,000	16,000	8,000	8,000	25,000
山形県	0	18,000	0	0	0	0
福島県	3,000	25,550	3,000	3,000	3,000	5,000
茨城県	1,000	27,000	15,000	15,000	10,000	6,500
栃木県	13,000	34,000	37,000	20,000	17,000	35,000
群馬県	10,000	20,000	30,000	11,000	19,000	30,000
埼玉県	20,000	30,000	38,000	21,000	17,000	33,000
千葉県	25,000	30,000	38,000	20,000	18,000	49,000
東京都	5,000	26,400	31,500	16,000	15,500	48,400
神奈川県	6,730	30,000	38,000	20,000	18,000	28,000
新潟県	17,000	20,000	15,000	15,000	12,000	32,000
富山県	0	21,550	0	0	0	0
石川県	1,500	26,000	2,000	2,000	2,000	3,000
福井県	2,000	7,000	6,500	5,000	1,500	4,000
山梨県	0	15,000	10,000	10,000	10,000	0
長野県	1,000	1,600	1,800	900	900	3,000
岐阜県	16,500	18,200	31,500	17,000	14,500	52,000
静岡県	0	31,000	20,000	21,000	20,000	0
愛知県	15,000	24,550	35,000	18,000	17,000	50,000
三重県	0	18,000	0	13,000	10,000	30,000
滋賀県	2,000	26,170	10,340	15,510	10,340	11,000
京都府	9,000	19,550	0	11,000	10,000	20,000
大阪府	12,000	26,000	18,300	20,200	18,300	60,000
兵庫県	10,000	18,000	22,000	13,000	9,000	30,000
奈良県	11,000	25,000	17,000	17,000	13,000	32,000
和歌山県	12,500	28,000	14,000	8,000	6,000	25,000
鳥取県	5,000	0	21,000	0	0	5,000
島根県	10,000	14,550	0	10,000	10,000	10,000
岡山県	7,000	14,000	10,000	6,000	4,000	13,500
広島県	22,000	27,000	12,000	12,000	12,000	30,000
山口県	10,000	24,000	34,000	18,000	16,000	20,000
徳島県	10,500	23,550	16,800	10,500	6,300	5,000
香川県	5,000	25,500	25,000	10,000	15,000	27,000
愛媛県	15,000	27,000	0	13,000	12,000	0
高知県	3,000	21,000	24,000	12,000	12,000	3,000
福岡県	13,000	26,400	26,940	15,940	11,000	25,000
佐賀県	15,000	24,500	20,000	20,000	15,000	30,000
長崎県	4,000	7,800	12,600	6,300	6,300	5,600
熊本県	6,000	28,550	22,000	11,000	11,000	5,000
大分県	10,000	20,000	15,000	20,000	15,000	10,000
宮崎県	7,000	22,000	16,000	9,000	7,000	10,000
鹿児島県	22,550	23,000	37,550	22,550	19,550	37,000
沖縄県	0	24,095	0	1,000	0	0
平均受講料	9,795	22,381	20,418	13,014	11,404	23,195

(注)平均受講料は、受講料が「0」を除く平均である。

介護支援専門員関連研修のPDCAサイクルの確立と研修実施支援



※より質の高い研修を実施するため、都道府県が研修を実施する際の支援を行うための事業を創設するとともに、従前から補助対象としている研修の実施に係る経費についても、例えば小規模な研修会場できめの細かい研修を実施している場合等、研修の実施効果を高める工夫を行っている場合に補助を手厚くするなど、メリハリを付けた補助内容とする。

平成23年度介護支援専門員実務研修受講試験事務のスケジュール

時期	厚生労働省	都道府県 (又は指定試験実施機関)	登録試験問題作成機関 ((財) 社会福祉振興・試験センター)
4月	・試験日・合格発表日及び試験範囲の通知	・委託契約締結 ・受験要綱準備	・受託契約締結 ・問題作成(4月～9月)
5月		・受験申込み受理(5月～8月) ・受験資格審査(5月～9月)	
6月			
7月			・都道府県に問題必要部数の登録を依頼
8月		・試験センターに問題必要部数を登録(22日)	
9月	・都道府県に試験本部登録の依頼	・厚生労働省に試験本部登録	
10月	・都道府県に受験者速報を依頼	・試験問題受領 (試験日3日前)	・都道府県へ試験問題発送を連絡(上旬) ・都道府県へ試験問題を発送
試験実施〈10月23日〉			
	・受験者速報を公表	・厚生労働省に受験者速報の報告 ・試験センターに答案データの提出(28日必着)	
11月	・都道府県に合格者数の報告を依頼	・試験の採点、合否判定	・合格基準の設定 ・都道府県に正答番号及び合格基準を通知(18日発送)
12月	・合格者数を公表 ・平成24年度の試験期日の確認等	・合格発表及び正答番号、合格基準の公表(全国統一) (9日) ・厚生労働省へ合格者数の報告 ・都道府県において順次実務研修実施	

9. 地域支援事業交付金の適正な執行について

- 地域支援事業は、
 - ・要支援・要介護状態になる前からの介護予防を推進するとともに、
 - ・地域における総合相談機能や包括的・継続的なマネジメント機能を強化する観点から、平成18年度より実施しているところである。

- 平成23年度予算（案）においては、会計検査院からの指摘や、先般実施された行政刷新会議の再仕分けの指摘等を踏まえた上で、今後、事業の適正化等を図ることにより、平成22年度予算に対し、約56億円の削減を行ったところである。

(1) 会計検査院からの指摘への対応について

- 昨年も全国課長会議で各都道府県に対し周知を図ったところであるが、会計検査院の指摘の大半は、費用額の算定に当たって、控除すべき経費を誤って計上していたこと等の単純なミスによるものであり、関係法令や要綱等を十分に確認することや、判断が困難な場合においては事前に協議する等の検証を行っていれば回避することができるものと考えられる。

<具体的な指摘内容>

例えば介護予防事業及び任意事業において行っている配食サービスについて、交付金の算定にあたり、利用者負担とすべき調理費及び食材料費の実費相当額分を含めており、交付金が過大に交付されていた。

- ついては、管内市区町村に対し、適正な交付が確保されるよう更なる周知徹底を図るとともに、交付申請及び実績報告における書類審査を厳格に行っていただくよう、お願い致したい。

(2) 行政刷新会議の再仕分けの指摘に対する対応について

- 介護予防事業について、昨年8月に対象者の把握方法の見直しを行うよう実施要綱の改正を行ったところ。

- 平成23年度予算(案)においては、昨年11月15日の行政刷新会議の再仕分けの指摘を受けて、上記見直しによる影響等を踏まえ、予算要求額の縮減を行ったところであるので、各都道府県におかれては、管内市区町村に対し、適正な見直しがなされるよう周知徹底を図っていただくとともに、交付申請及び実績報告における書類審査を厳格に行っていただくよう、併せてお願い致したい。

10. 地域密着型サービスの推進について

平成18年に創設された、小規模多機能型居宅介護及び夜間対応型訪問介護については、これまでも制度の周知及びその普及定着に取り組んでいただいている。

これらのサービスは、高齢者が住み慣れた地域で安心して在宅での生活を営むために、それを支える重要な柱となるものとして引き続き普及を図る必要があることから、平成21年介護報酬改定や平成21年度及び平成22年度補正予算等において、多様な普及支援のための対策を講じているところである。

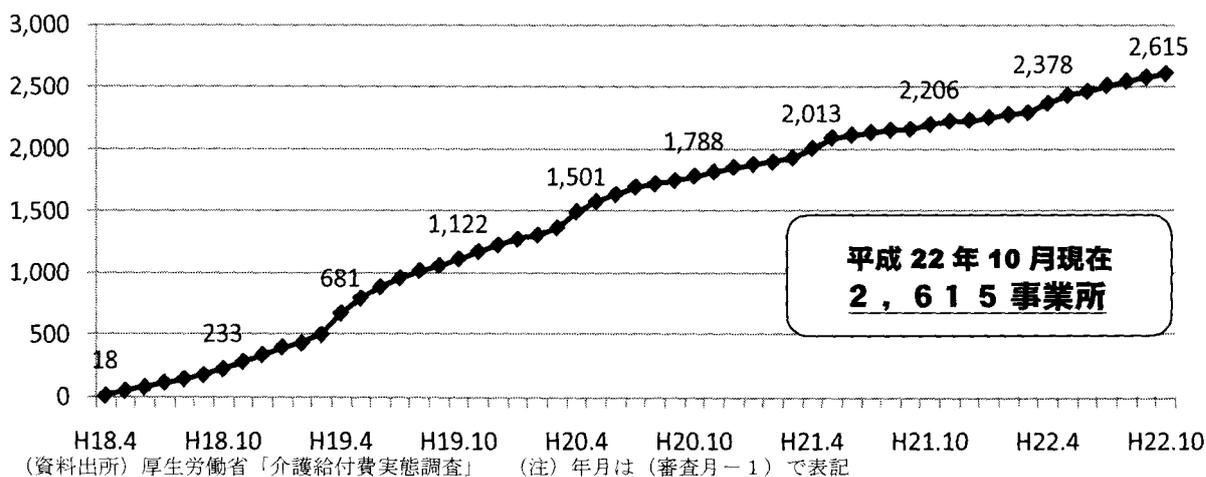
今般、サービスの現状、課題、支援対策等を次のとおり取りまとめたので、管内市町村及び事業者にも周知を図られるとともに、支援対策等の積極的な活用による、より一層の制度の周知及び適切な事業運営の推進とともに整備の促進に当たられたい。

(1) 小規模多機能型居宅介護について

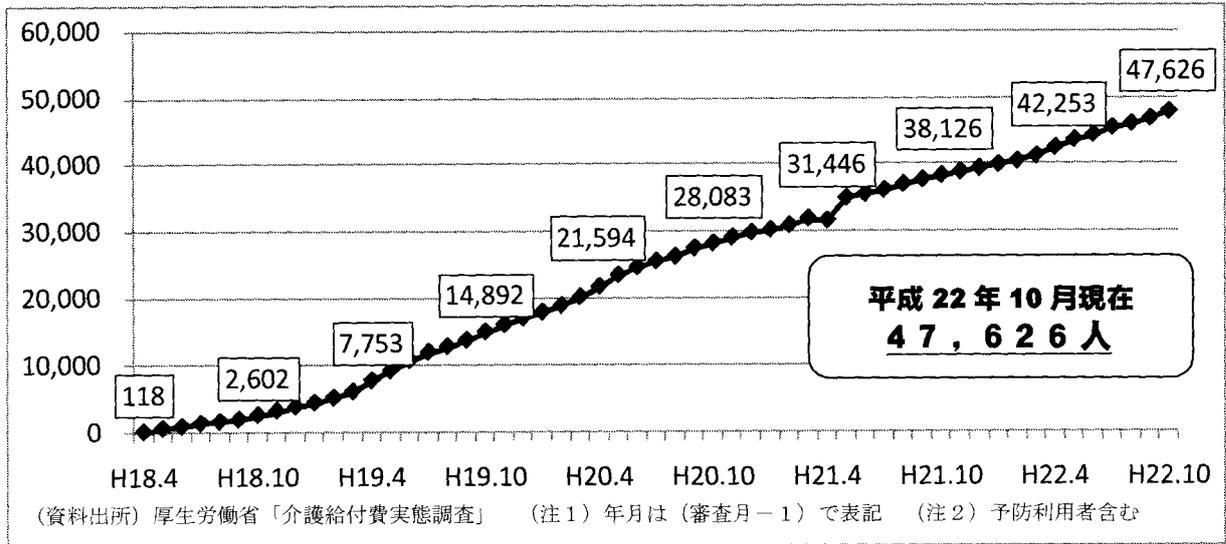
ア サービスの実施状況について

小規模多機能型居宅介護については、中重度となっても住み慣れた自宅や地域において在宅生活を継続することを支える観点から、単なる訪問介護、通所介護、短期入所生活介護の組み合わせではなく、通い・訪問・泊まりのサービスを柔軟に組み合わせ提供することにより、24時間365日の在宅高齢者のニーズに対応するため平成18年に創設され、これまでも制度の周知及びその普及定着に取り組んでいただいております。平成22年10月現在、請求事業所数が2,615箇所(図1)、月ごとの利用者数も約4.7万人(図2)となる等、着実にその普及が進んでいる。

(図1) 小規模多機能型居宅介護の請求事業所数(単位:箇所)

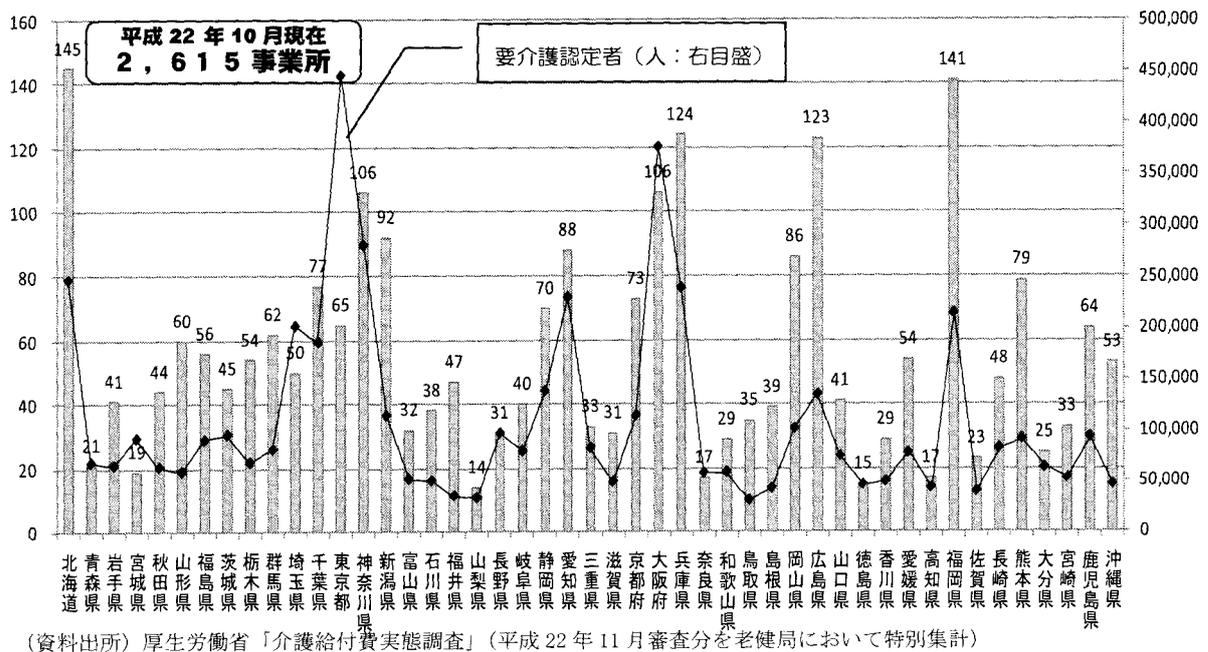


(図2) 小規模多機能型居宅介護の利用者数 (単位: 人)



一方で、小規模多機能型居宅介護の、自治体ごとの普及状況には地域差が見られるところである (図3)。

(図3) 小規模多機能型居宅介護の都道府県別請求事業所数 (単位: 箇所)



イ 平成 21 年介護報酬改定の影響について

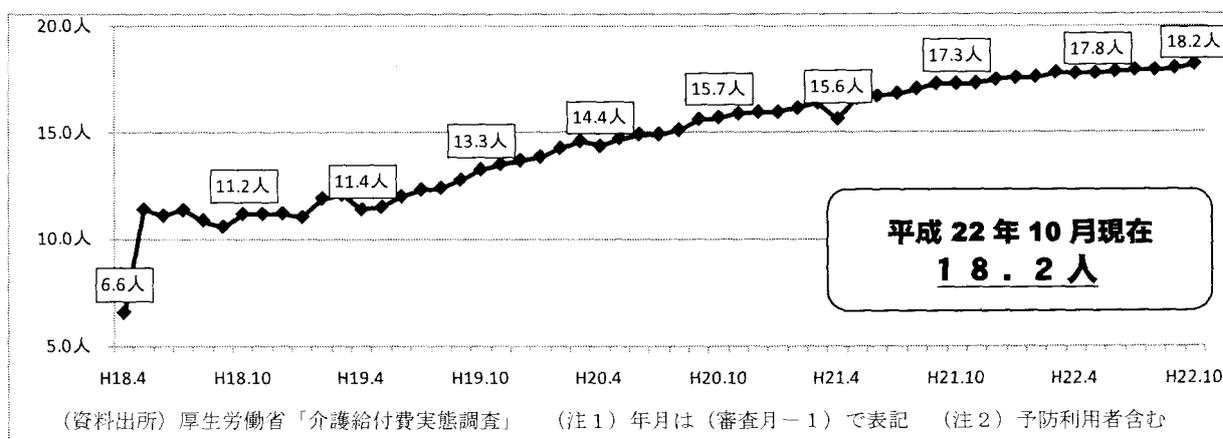
平成 21 年介護報酬改定においては、事業開始時支援加算、認知症加算、看護職員配置加算の創設や、人員・設備基準の見直しに加え、居宅介護支援事業所等に対し小規模多機能型居宅介護事業所連携加算を創設するなど、小規模多機能型居宅介護の推進を図る観点からの対応を行った。

平成22年10月現在、小規模多機能型居宅介護一事業所当たりの利用者数は、全事業所平均で18.2人（図4）と平成20年同月時点の15.7人から16%程度増となっており、また、一事業所当たりの収入額は、全事業所平均約342万円と、平成20年同月時点の約277万円から23%増（図5）となっている。

これらのデータから、小規模多機能型居宅介護の普及に取り組んでいただいたこと及び平成21年介護報酬改定の効果が相まって、小規模多機能型居宅介護の普及・促進及び経営安定化が一層図られていると考えられる。

なお、先般、公表された平成22年介護事業経営概況調査においても、収支差率はプラス4.4%（有効回答数152事業所）と前回（平成19年）同調査と比較し、一定の改善の傾向が見られた。

（図4）小規模多機能型居宅介護の一事業所当たり利用者数（単位：人）



（図5）小規模多機能型居宅介護の一事業所当たり収入額（単位：円）

